

平成 28 年 3 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区八丁堀二丁目 26 番 9 号
ビューリックリート投資法人
代表者名 執行役員 時 田 榮 治
(コード：3295)

資産運用会社名
ビューリックリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 時 田 榮 治
問合せ先 取締役企画・管理部長 一 寸 木 和 朗
(TEL. 03-6222-7250)

資産の取得完了に関するお知らせ

ビューリックリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 28 年 3 月 11 日付「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」にて公表いたしました資産のうち下記の資産（以下「本物件」といいます。）につきまして、本日、取得を完了したことをお知らせいたします。

記

1. 取得資産の概要

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 区分 | : 東京コマーシャル・プロパティ（オフィス） |
| (2) 物件名称 | : ビューリック神谷町ビル（追加取得） |
| (3) 所在地 | : 東京都港区 |
| (4) 取得資産 | : 不動産信託受益権（注 1） |
| (5) 取得価格 | : 16,650 百万円（注 2） |
| (6) 取得先 | : ビューリック株式会社（注 3） |

（注 1） 準共有持分約 30.1%の追加取得であり、本投資法人が平成 26 年 2 月 7 日付で取得済みの準共有持分約 39.9%と合計した（本投資法人に帰属する）準共有持分は 70.0%となります。

（注 2） 消費税及び地方消費税並びに取得に要する諸費用は含みません。

（注 3） ビューリック株式会社は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるビューリックリートマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。）第 201 条並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号、その後の改正を含みます。）第 123 条に定義される利害関係人等を含みます。）であり、また本資産運用会社の利害関係者取引規程上の利害関係者に該当します。

2. その他

本物件の詳細等に関しては、平成 28 年 3 月 11 日付公表の「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

*本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス : <http://www.hulic-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資産の取得完了に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。